

台東区特別養護老人ホーム入所指針

制定 平成 30 年 4 月 1 日 30 台福介地第 52 号決裁

改正 平成 30 年 11 月 1 日 30 台福介地第 367 号決裁

1 目的

この指針は、特別養護老人ホームへの入所に関わる基準を示すことにより、入所決定の透明性、公平性を確保し、円滑な入所を実施することを目的とする。

2 入所対象者

次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 介護保険法に定める要介護 1～5 と認定された者で常時介助を必要とする状態であること。
- (2) 居宅において適切な介護を受けることが困難な状態であること。

3 入所の申込

(1) 申込受付

台東区高齢者総合相談窓口及び区内各地域包括支援センターで受け付ける。

(2) 当初申込分

申込対象年度の前年度 1 月 1 日から 2 月末までの受付分とする。

(3) 随時申込分

「当初申込分」締切り後に生じた状況変更や新規申込は、「随時申込分」として、当初申込締切日の翌日から 10 月末の期間受け付けることとする。

(4) 要介護 1・2 の者の申込

要介護 1・2 の者の申込の際には、居宅において適切な介護を受けることが困難な事情について説明を求めることとする。

4 特別養護老人ホーム入所調整会議

(1) 適正な入所を図るため、特別養護老人ホーム入所調整会議（以下「入所調整会議」）を設置する。

(2) 入所調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- ① 特別養護老人ホーム入所順位の決定
- ② 入所調整名簿の管理
- ③ その他必要と認める事項

(3) 入所調整会議の構成

- ① 入所調整会議は、会長及び委員をもって構成する。
- ② 会長は、福祉部長をもって充て、入所調整会議を代表し、会務を総括する。

- ③ 委員は、高齢福祉課長及び介護保険課長、特別養護老人ホーム施設長とする。
- (4) 入所調整会議の招集は、必要に応じて会長が行う。
- (5) 入所調整会議に伴う事務は、福祉部介護予防・地域支援課において行う。
- (6) この指針に定めるもののほか、入所調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

5 入所調整基準

特別養護老人ホームの入所に際して、優先度を判定するための基準は、別表のとおりとする。

6 入所調整名簿

(1) 順位付け及びグループ分け

入所調整基準に基づいた得点順に入所調整名簿（以下「名簿」）を作成する。

(2) 名簿から入所の可能性について予測し、次のグループ分けを行なう。

グループ名	考 え 方
A グループ	入所可能と考えられるグループ
B グループ	入所案内の可能性のあるグループ
C グループ	入所が難しいと考えられるグループ

(3) 名簿の有効期限

申込対象年度内とする。

(4) 名簿の再調整

- ① 随時申込分について入所調整基準に基づき名簿を作成する。
- ② 再調整された名簿のグループは、随時分としてグループ分けを行い、当初からの各グループの後に並べる。
- ③ グループ内の順位は固定する。

7 入所の決定

入所は、受入れる特別養護老人ホームが健康状態、介護の状況など面接調査の上決定する。

8 情報公開

区は、本人又は申込者から問い合わせがあった場合は、入所調整基準に基づく得点について説明をするものとする。

9 その他

- (1) 老人福祉法に定める措置入所の場合は、入所調整基準によらず決定することができる。
- (2) 長期入院等のため退所した者で退院後の再入所を希望していた者については、別に定めるところにより、入所調整基準によらず決定することができる。

付 則

この指針は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この指針は、平成30年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の本指針の規定は、平成31年度の申込分から適用し、平成30年度の申込分までについては、なお従前の例による。